

令和5年度 第3回 西宮市環境審議会 議事録（発言要旨）

- 開催日時：令和6年1月11日（木） 14：00～14：30
- 開催場所：西宮市役所第二庁舎 601・602 会議室
- 出席委員：（対面参加）岸川委員、中村委員、能登委員、藤原委員、松原委員
（オンライン参加）大久保委員、上田委員、池永委員（敬省略）
- 欠席委員：小山委員、山本委員
- 事務局：（環境局）大西局長
（土木局）尼子局長
（環境総括室）鮫島室長
（公園緑化部）藤原部長
（環境企画課）小田課長、中村係長、福島主査、鮎川主査
（花と緑の課）船越課長、山本係長、勘田係長、内藤主査

1 開会の挨拶

日程調整に時間をかけられず、委員よりオンライン参加のご要望があったことから、今回に限り希望者はオンライン参加できるよう準備をした。環境審議会は市民、事業者、学識経験者との協働を進めることを重要視しており、委員間でのコミュニケーションの取りやすさから、今後は基本的に対面実施をする。（事務局）

2 議題

（1） 協議事項

景観樹林保護地区（指定番号 26 神戸女学院岡田山林）の区域変更について

<配布資料>景観樹林保護地区（指定番号 26 神戸女学院岡田山林）の区域変更について

- ・森林内にはコヤブラン、ムサシアブミと書いているが、兵庫県の絶滅危惧種が区域内に生息しているならば移植などの保全措置が講じられているか。アオバズクは大木を保全しなければ生息できないが、今回の開発地域で該当の大木はないのか。（委員）
- 今回変更する区域の中に、コヤブラン、ムサシアブミの自生はないと確認している。アオバズクに対する影響は全体的な森林の減少の歩合、現地で大木の量を確認したが、アオバズクの生息に影響がでる状況ではないと考えている。（事務局）
- ・他の事例でも、樹木伐採エリアの周辺で、例えばヒメボタルのような希少種が生息するなど貴重な場所が含まれている場合がある。気を付けないと生息場所を傷つけてしまうことがあるが、そのような観点でチェックはしているのか。（委員）

→希少種の生息は区域の中では見られなかった。鳥や昆虫も含め、生息に影響が起こるような区域変更ではない。この区域に特有の植物が存在はしていないと確認している。

(事務局)

・資料 5 枚目のグレーハッチがかかった部分で 37 本伐採する予定だということなので、本数としてはもう少し増える可能性があるということか。(委員)

→37 本は切らなければならない。足場を設置するので状況によっては切らなければならないかもしれないが、切り方としては内側に沿って切るので、工事完了後、植物が復活する可能性はある。伐採は必要最小限にするようお願いしている。(事務局)

・今回の変更区域内には希少種は確認されていないとのことだが、兵庫県のレッドデータブックに掲載されているようなものはないということか。資料では植物に関してはムサシアブミやコヤブランという具体的な種が挙がっていたが、それ以外のものもいなかったのかどうか確認したい。併せて、この区域内になかったとしても近くに希少種がいなかったかどうか気になる。ムサシアブミやコヤブランだと林床の暗いところででくるものなので、木を切った影響で森林が明るくなると環境が変わり生育にも影響が出てしまうのではないかと気になる。周辺にも希少種がないのか聞きたい。

そもそも景観樹林保護地区の指定基準がどのようなものなのか、資料を見ただけではわからなかった。おそらく面積や高木の本数などが関わっているのかと思う。おそらく今回の面積では全く影響がないと思うが、そもそもどういった基準になっているのかを教えてください。(委員)

→変更区域内での希少種の根拠は、兵庫県のレッドデータブックに載っている基準に合わせて確認している。環境の変化に伴う今の状況で生物に対する影響は、全体的に 1.3% の変更にとどまっているということや、それ以外の区域の樹林の環境変化はないので、環境変化に対する影響は限定的なものというふうに考えている。景観樹林保護地区の指定基準は、自然と共生するまちづくりに関する条例の施行規則の中にあり、当該樹林を形成する樹木が健全であることなどの他、具体的なものとしては土地の面積が 500 m²以上、樹林が生け垣をなし、かつその延長が 30 メートル以上あるものと規定されている。(事務局)

・今回の区域変更内ではないが、景観樹林保護地区内に土砂災害特別警戒区域の対策が必要なところがあり、土砂崩壊及び落石防止対策を講じるなどの対応をとっていると思うが、危険木が周辺の住宅地や施設に影響しないよう伐採する等の対策はとるのか。(委員)

→今回の景観樹林保護地区内にも危険区域レッドゾーンもあり、本件の区域変更に関しては接してはないが、今後そのような所も対策工事を行う予定はあると聞いている。近

接地に住宅地もあるのでその辺りの対策も求めていく。(事務局)

⇒協議事項 「景観樹林保護地区の区域変更について」各委員了承

(2) 報告事項

答申書について

<配布資料>答申書

前回の審議会でご意見をいただいた後、会長と事務局で答申書の内容について調整を行ったので報告する。審議会での委員からのご意見を反映し2点修正を加えた。1点目は、「3環境に配慮する意識を維持・向上していくように努める」と「向上」という言葉を加えた。2点目は、個別計画の列挙ではなく「4個別計画との整合性に留意すること」と表記をわかりやすく改めた。

3 連絡事項

委員より、前回会議で会議をペーパーレスにするべきと意見をいただいた。今回同様、次回以降も会議でのペーパーレスにご協力いただきたい。パソコン持参が困難な方などへは、従来通り紙配布をおこなう。(事務局)

→基本的には次回以降ペーパーレス会議で進めていくことについて、各委員了承

4 閉会